

令和2年4月30日

各保護者様

大田区教育委員会

5月11日（月）以降の区立小・中学校の臨時休業の延長について

このことについて、4月27日（月）の「区立小・中学校の臨時休業の延長について」にてお知らせしたとおり、5月11日（月）以降の対応について御連絡します。

つきましては、下記のとおり緊急事態宣言の解除の有無にかかわらず、臨時休業を延長しますので、よろしくお願ひします。

記

- 1 5月31日（日）まで、臨時休業を延長します。
- 2 休業が長期化しております。子どもの生活で心配なことがございましたら学校へ早めに御相談ください。
- 3 臨時休業中の家庭学習の課題提供については、5月11日（月）までに各学校から連絡いたします。
- 4 延期した中学校入学式については、後日お知らせします。
- 5 今後の対応は、状況に応じ、変更した場合、改めてお知らせします。

<問い合わせ先>

大田区教育委員会指導課指導主事

03-5744-1435